

関係団体の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課

建築物調査員等への移行の促進について

日頃より建築行政の推進にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

平成 28 年 6 月に施行予定の改正建築基準法においては、定期報告制度を見直し、調査や検査を行うための資格制度を新たに法律に位置付けることとしています。

具体的には、「特殊建築物等調査資格者」、「昇降機検査資格者」、「建築設備検査資格者」（以下「旧資格者」という。）については、新たに講習を受けることなく、「建築物調査員」、「昇降機等検査員」、「建築設備検査員」の資格者証の交付を受けることができます。

一方で、平成 28 年 5 月までに新しい資格者証の交付を受けていない場合は、平成 28 年 6 月以降は、定期報告のための法定調査・検査を行うことができません。

貴団体におかれましては、旧資格者や旧資格者が所属する会社や団体などに、新資格者への移行について周知を行うよう、ご協力をお願いいたします。

特に、平成 27 年 12 月 31 日までに移行申請がなされない場合は、資格者証の交付時期が平成 28 年 6 月以降となる予定ですので、早期の申請を呼びかけるよう、お願いいたします。

○ 参考 1：移行の申請書の提出時期による違い

申請書の提出時期	特徴
～平成 27 年 12 月 31 日	・平成 28 年 5 月までに資格者証が交付されます。
平成 28 年 1 月 1 日～	・平成 28 年 6 月以降、順次、資格者証が交付されます。 ・「旧資格者講習の修了書」の提出が必要になります。

○ 参考 2：「定期報告制度ポータルサイト」（移行申請の詳細説明）

http://www.kenchiku-bosai.or.jp/chousa-kensa_05.html

平成28年6月から

定期報告制度が変わります！！

資格者のみなさまへ

1. 調査・検査の資格制度が変わります！

特殊建築物等調査資格者・昇降機検査資格者・建築設備検査資格者のみなさまは、原則、平成28年6月までに新たな資格者証の交付を受けて下さい。



特殊建築物等 定期調査報告マーク



昇降機等 定期検査報告マーク



建築設備 定期検査報告マーク

※ 防火設備の検査資格者制度も合わせて新設されます。

平成27年12月末までに申請すると手続きが簡素化されます！

建物所有者のみなさまへ

2. 定期報告の義務の対象が変わります！

- ◆ 建築物や昇降機は、定期的にメンテナンスの状況を自治体に報告する義務があります。
- ◆ 平成28年6月以降、報告対象が変わりますので、ホームページをチェックしてください。



新たな資格者証の交付申請手続きや、報告対象となる建築物等の詳細は、ホームページをご覧ください
(<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/chousa-kensa.html>)



国土交通省